

40歳～64歳の受診方法が変わります



64歳までの人の特定健康診査の受診方法は、これまで集団健診のみでしたが、平成28年度から新たに市内の実施医療機関で個別健診の受診もできるようになりました。年1回いずれかの受診方法を選べるようになりましたので、下記の特定健診の流れを参照の上、ぜひ、受診してください。
※特定健康診査の受診案内および健診の際に持参する受診券については、6月中旬までに郵送します。

特定健診の流れ

▶ 40歳～74歳までの人 (平成29年3月31日現在年齢)

6月中旬に特定健康診査についての案内と受診券が届きます。

集団健診を受診する場合

健康増進課に予約をします。

予約受付日 6月20日(月)～24日(金)

※予約専用電話を設けます。

※6月中旬に郵送する案内を参照してください。

健診会場で健診を受けます。

健診期間	つぎのいずれかの期間(土曜・日曜日を含む) 【夏】 7月2日(土)～12日(火) 【秋】 10月2日(日)～ 8日(土)
健診会場	ウェルス幸手または西公民館
同時に受診 できる検診(有料)	①胃がん検診 ②大腸がん検診 ③肺がん検診 ④前立腺がん検診 ⑤肝炎ウイルス検診 ※①～③は、平成28年4月1日現在で 40歳以上の人、④は、平成28年4月 1日現在で50歳以上の男性、⑤は、 平成29年3月31日現在で40歳の人 または過去に受診したことが無い人

個別健診を受診する場合

実施医療機関に予約をします。

実施医療機関で健診を受けます。

健診期間	6月～12月
健診会場	実施医療機関
同時に受診 できる検診	ありません

※実施医療機関とは、市と特定健診の契約をしている医療機関です。詳細については、6月中旬に郵送する案内でお知らせします。

▶ 75歳以上の人・生活保護受給中の人

詳細については、広報さつて5月号でご案内します。

継続受診者のみなさんへ

特定健診は40歳から受診することができます。また、ご自分の健康を守るため、毎年継続して受診することが重要です。

市では、平成28年度の健診を受診し、3年以上継続して受診している人に、ささやかながら記念品を贈呈します。生活習慣病の早期発見と予防のため、毎年の受診を心がけましょう。

問合せ ◆特定健診の制度について 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 4404 ・ FAX(43) 1125

◆特定健診の健診内容(各種がん検診を含む)・特定保健指導について

健康増進課 ☎(42) 8421 ・ FAX(42) 2130

大切なあなたを守る 特定健診

◆ 対 象 ◆

受診日に市の国民健康保険に加入している人で、平成 29 年 3 月 31 日時点で 40 歳～74 歳に達している人(平成 28 年度中に 75 歳になる人は、誕生日の前日まで)

※国民健康保険以外の医療保険に加入している人は、加入する医療保険者(サラリーマンの人やその家族の人は勤務先の保険組合、公務員の人やその家族の人は共済組合など)が契約した医療機関で健診を受けることとなります。詳細については、勤務先にお問い合わせください。

※後期高齢者医療に加入している人(75 歳以上の人)の健診は、広報さつて 5 月号でお知らせします。

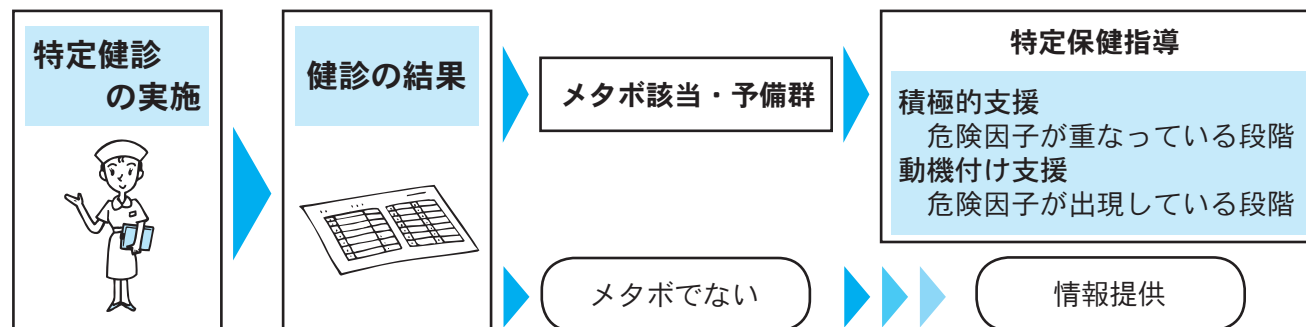
◆ 健診費用 ◆

多くの人に特定健診を受診していただき、生活習慣病の早期発見と予防を促進するため、**特定健診の健診費用を無料**としています。

※同時に受診できるがん検診などは有料になります。

◆ 特定保健指導の流れ ～無料で受けられます～ ◆

右ページの特定健診の受診結果により、特定保健指導の対象と判断された人は、メタボの予防・改善のため、市の保健師や栄養士が特定保健指導を行います。



○特定保健指導は、無料で受けることができます。また、積極的支援の人は 3 か月後に生活習慣の改善効果を確認するための再検査(無料)を受けることができます。

人間ドック・脳ドックの 検査費用の一部を 助成しています

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入しているみなさんの疾病の予防・早期発見の促進と健康の保持増進のため、検査費用の一部助成を行っています。

特定健診を受診した人も助成を受けることができます。特定健診と併用し、計画的に健診を受けましょう！

問合せ

保険年金課 ☎(43) 1111 内線 147、4404・FAX(43) 1125

対象 受診日時点で、つぎの要件に該当する人

○満 35 歳以上の国民健康保険被保険者
(国民健康保険税に未納がない世帯)

○後期高齢者医療被保険者
(後期高齢者医療保険料に未納がない人)

助成額 1 人につき同一年度内に 2 万 7,000 円が上限
※人間ドックなどの検査費用が 2 万 7,000 円未満の場合は、その検査費用額を助成

※人間ドックまたは脳ドックのいずれか 1 回のみ

※後期高齢者医療被保険者は、同一年度内に国民健康保険で、この助成を受けていない人

申込み 人間ドックまたは脳ドックを受診し、結果を受領後、保険年金課窓口で申請してください。

持ち物

- ・被保険者証 ・検査費用の領収書
- ・検査結果(原本はお返しします)
- ・振込み先の預金通帳

※人間ドックとは、特定健診の健診項目をすべて含むものとし、脳ドックとは頭部の MRA や MRI などの画像診断とします。

※治療のための検査は保険診療が適用されますので、この助成は受けられません。